

### 海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第40号) H15.2.12(第6回)提出 H15.3.13(第10回)確認

協議第40号	各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業
調整方針(案)	1 国民健康保険税の税率については、合併時に調整する。 2 国民健康保険税の賦課限度額、賦課期日については、現行のとおりとし、軽減割合については、南濃町の例による。 3 国民健康保険税の納期については、南濃町の例による。ただし、12月については1日から20日までとする。 4 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

項 目		現 況			備 考	
		海津町	平田町	南濃町		
国民健康保険税 (平成十四年度)	賦課方式等	医療保険分 (四方式)	所得割 5.5%	所得割 5.6%	所得割 5.4%	基礎税額の税率については、医療費に見合う税率を定める。
			資産割 38.0%	資産割 38.0%	資産割 29.0%	
			均等割 25,500円	均等割 24,300円	均等割 23,000円	
			平等割 31,500円	平等割 36,200円	平等割 28,000円	
	介護保険分 (四方式)	所得割 0.4%	所得割 0.4%	所得割 0.5%	介護保険の税率については、医療費に見合う税率を定める。	
		資産割 5.0%	資産割 5.0%	資産割 5.5%		
		均等割 5,000円	均等割 5,000円	均等割 4,000円		
		平等割 4,000円	平等割 3,000円	平等割 5,000円		
	軽 減 割 合		6割軽減・4割軽減適用	6割軽減・4割軽減適用	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	軽減については南濃町の例による。
	賦 課 限 度 額		医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 70,000円	3町に相違がないため現行のとおりとする。
賦 課 期 日		4月1日	4月1日	4月1日		
納 期		第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで 第5期 1月1日から同月31日まで 第6期 3月1日から同月31日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 11月1日から同月30日まで 第5期 12月1日から同月25日まで 第6期 2月1日から同月末日まで	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 12月1日から同月20日まで 第6期 2月1日から同月末日まで		

項 目	現 況			備 考
	海津町	平田町	南濃町	
療 養 給 付 費 一 部 負 担 金	一般被保険者 3割	一般被保険者 3割	一般被保険者 3割	3町に相違がないため現行 のとおりとする。
	退職被保険者	退職被保険者	退職被保険者	
	本人 2割	本人 2割	本人 2割	
	被扶養者入院 2割	被扶養者入院 2割	被扶養者入院 2割	
	被扶養者外来 3割	被扶養者外来 3割	被扶養者外来 3割	
高 額 療 養 費 (一部負担金が一定の額 を超えた額を支給)	住民税課税世帯の上位所得者 121,800円 医療費が609,000円を超え た場合は、その1%を加算する。	住民税課税世帯の上位所得者 121,800円 医療費が609,000円を超え た場合は、その1%を加算する。	住民税課税世帯の上位所得者 121,800円 医療費が609,000円を超え た場合は、その1%を加算する。	
	住民税課税世帯 63,600円 医療費が318,000円を超え た場合は、その1%を加算する。	住民税課税世帯 63,600円 医療費が318,000円を超え た場合は、その1%を加算する。	住民税課税世帯 63,600円 医療費が318,000円を超え た場合は、その1%を加算する。	
	住民税非課税世帯 35,400円 世帯合併制度、同一世帯年4回以 上支給の場合の軽減、長期疾病高額 の軽減あり。	住民税非課税世帯 35,400円 世帯合併制度、同一世帯年4回以 上支給の場合の軽減、長期疾病高額 の軽減あり。	住民税非課税世帯 35,400円 世帯合併制度、同一世帯年4回以 上支給の場合の軽減、長期疾病高額 の軽減あり。	
出産育児一時金	1件あたり 300,000円	1件あたり 300,000円	1件あたり 300,000円	
葬 祭 費	1件あたり 20,000円	1件あたり 20,000円	1件あたり 20,000円	

先進事例

新市町村名	合併（予定）期日	国民健康保険事業の取扱い
瑞穂市 (穂積町・粟南町)	平成15年5月1日	<p>賦課方式については、医療分四方式、介護分二方式賦課とする。</p> <p>保険税率については、均一課税とする。ただし、平成15年度については旧町それぞれの税率を使用する不均一課税とする。</p> <p>課税限度額は、国の基準どおり基礎課税額53万円、介護納付金課税額7万円とする。</p> <p>納期については、現行どおり8期とする。</p> <p>軽減割合は、現行どおりの7、5、2割を適用する。</p> <p>賦課期日は4月1日とし、7月本算定とする。</p>
山口市 (高富町・伊自良村・美山町)	平成15年4月1日	<p>国民健康保険税については、合併時に統一した税率等適用するものとする。この場合応益割合（均等割額、平等割額）が45%から55%未満となるよう調整するものとする。</p> <p>平成15年度の医療保険分については、一人あたりの保険税額が、77,000円から78,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により、再検討する。</p> <p>平成15年度の介護保険分については、一人あたりの保険税額が、15,000円から16,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、介護給付等の動向により、再検討する。</p> <p>国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整するものとする。</p> <p>賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日については、現行のとおりとする。</p> <p>出産一時金については現行のとおりとする。葬祭費については、50,000円とする。</p> <p>高額療養費支払い資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。</p>
篠山市	平成11年4月1日	<p>国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、被保険者（納税者）に急激な負担増加とならないよう調整につとめる。</p> <p>国民健康保険税の賦課（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課方法）及び減額（所得額の区分による軽減の割合）については、4町とも同一であるため現行のとおりとする。</p> <p>国民健康保険税の納期については、4町とも7月、9月、11月、1月と同一であるため現行のとおりとする。</p> <p>医療機関で診療等を受けた場合、被保険者が支払う一部負担金や出産育児一時金等の保険給付事業については、4町とも同一の負担割合及び給付額であるため現行のとおりとする。</p>